

平成20年度第3回 青森県行財政改革推進委員会
議 事 概 要

開催日時 平成20年11月11日(火) 14時~15時15分
開催場所 青森県庁西棟8階大会議室
会議次第 1 開会
2 議事
(1)青森県行財政改革大綱案について
(2)その他
3 閉会
出席委員 木立委員長、石田委員、小形委員、熊澤委員、須藤委員、鶴海委員、長根委員、
藤村委員(以上8名)
県側出席者 吉田行政改革・危機管理監、福田財政課長、石川行政経営推進室長ほか
議事要旨

1 開会

小笠原行政経営推進室副参事：ただ今から、平成20年度第3回青森県行財政改革推進委員会を開会いたします。

本日は、委員12名中8名の御出席をいただいております。それでは、早速ですが、ここからの議事については、木立委員長にお願いいたします。

2 議事

木立委員長：本日の議題は、「青森県行財政改革大綱案について」です。本委員会では、9月に2回にわたって大綱一次素案について審議を行い、修正項目3点と検討項目3点を提示いたしました。その後、県の方で、それを踏まえて大綱素案が作成され、その後県議会での審議やパブリック・コメントを経て、今回、大綱案としてとりまとめられています。そこで、パブリック・コメント等の情報共有活動の状況も含めまして、大綱案について、県側から説明をお願いします。

吉田行政改革・危機管理監：それでは、まず私から、今回決定いたしました「青森県行財政改革大綱案」について、ご説明申し上げます。

今回の修正内容は、基本的にすべて、次期青森県基本計画の正式名称が決定されたこと、また内容が一部修正されたこと等との整合を図ったものです。

(資料1、参考 に基づき説明)

石川行政経営推進室長：続きまして、私から、「青森県行財政改革大綱に係る情報共有活動の実施状況について」ご説明申し上げます。

(資料2 に基づき説明)

木立委員長：ありがとうございました。それでは、ただ今の説明につきまして委員の皆様からご意見、ご質問をお願いいたします。前回委員会の後、パブリック・コメントを経て、県の方では今説明のあったような対応をしたということで今回の大綱案になっているわけですがけれども、そこ

ういった扱いについてはどうなのかといった質問、ご意見をいただければと思います。

鶴海委員：質問させていただきます。パブリック・コメントに対しては、県の考え方というものを明示しておりますけれども、それ以外のいろいろな意見が出ている項目については、どのように反映させているのでしょうか。

また、その中でちょっと気になったのは、下北の話がたくさん出ておりますが、これは下北で話を聞いてきたからであるのか、それとも下北がどこか取り残されているようなイメージが全体の中であるからこのような意見がたくさん出てくるのか。実情がよくわからないので、よろしくをお願いします。

石川行政経営推進室長：2点のご質問についてお答えいたします。まず、パブリック・コメントについてですが、こちらは県の制度であり、公表の仕方まで決められておりますので、先程見ていただいた資料はそのまま県のホームページにアップされて、県民の皆様がいつでも見ていただけるような状態になっております。それ以外の、それぞれ寄せられたご意見、ご質問につきましては、情報共有活動の中でお答えをしております。そこで納得していただいたこともございますが、ご覧いただいてわかりますように、本体の記述までに反映するには至らないということで、当方において整理させていただいております。

基本的には、情報共有活動で様々な意見をいただきましたけれども、本体の記述を変更するまでには至らず、今後、実施計画をつくる、あるいは実施計画に基づいて様々な改革を進めるに当たって、こういった意見を参考にして進めていく、というような取り扱いにしております。

次に、下北に関するご質問についてです。私どもも県内6ブロックの県民説明会の中で、下北にも足を運んで行ってまいりました。また、下北地域県民局でも、独自に関係団体への情報共有活動として説明をしております。こういった中で、6県民局を概ね3にするという話になりますと、下北は非常に地理的に遠いということで下北地域県民局をなくさないで欲しい、という意見が多かった。つまり、私が先程ご説明いたしました県民局についての話は、ほとんどが下北に行った際、あるいは下北地域県民局で行った情報共有活動の時に、寄せられた意見でございます。

鶴海委員：そういう議論の結果、大綱案本文に反映されないということについてですが、3つの中の議論の延長上には当然下北の県民局も含めて考えていくと。その中で議論はできるだろうと、本文は修正しない判断になったということでもよろしいでしょうか。

石川行政経営推進室長：具体的に申し上げますと、概ね3つと書いてありますが、3つなのか4つなのか、そこもまだ大綱上決定しているものではなく、今後少し時間をかけて検討していくこととなります。したがって、下北だけ県民局を残しますというのも非常に書きづらいのですが、情報共有活動を通じて、下北の皆さんの生の声として、県民局、教育事務所を残してくれという声が非常に強かったということは肌で受け止めましたので、今後実施していく段階で非常に重視していかなければならない点ではないかなと感じました。どこにどうやって再編していくのかについては、もう少し時間をいただかなければなりません、そこはもう十分肌身に感じて受け止めたところでございます。

藤村委員：情報共有活動の実施状況について、一部9月末現在の実施回数であるのご説明をいただきましたが、提出された意見の部分も9月末現在のもので、それ以降のものは載っていないということになりますか。

石川行政経営推進室長：10月分の実績も今週中には各部局から出されてきます。我々が行ったものはすぐわかるのですが、各部局が行ったものになりますと、それを取りまとめる作業などが必要となるものですから、今回の資料2では、各団体からの主なご意見等につきましては9月末時点という仕切でまとめております。10月以降のものに関しましては、今回は残念ながら資料として取りまとめるはおりません。

藤村委員：意見もまだここは反映されていないということですね。わかりました。

木立委員長：その他に如何でしょうか。大綱に関しては最終の委員会になるかと思っておりますので、全般にわたるご意見でも結構です。

藤村委員：ささやかな意見というか、感じたことなのですけれども、「ウ 民間との連携・協働の推進」の部分について、昨日今日と私が参加いたしました事業をみると、これは文言だけ動いているなという感じを受けましたので、県にすごく頑張ってもらいたいと思っています。

実は、北東北三県の男女共同参画の研修会が昨日今日とありまして、その足でこの場に臨んでいるわけなんですけれども、本当にとってもいい事業をしているということはわかります。ですが、前に鶴海委員がよくおっしゃっていましたが、縦割りの研修事業という感じがありありでして、これをもうちょっと上手に連携・協働することによって、もっともって中身の濃い研修会にできたんじゃないかなと感じる点が、この2日間の研修の中で随時ありました。

そのようなことで、この文言だけが動かないよう、県の政策、県の行政の方の皆様の活動に期待したいなと思っています。昨日今日と、このことに関してすごくもったいない事業だなと感じまして、私ばかりでなく交流会に参加された方たちどなたの意見もそうでしたので、お伝えしたいと思いました。

石川行政経営推進室長：ただ今のご意見、非常にもっともだと思えます。大綱案でも「ウ 各部局相互の連携拡大」という項目で「各部局の連携を図ることにより、県民のニーズに的確に対応し、行政資源を効果的かつ効率的に活用する」と記載していますが、まさにこういったことです。

この項目は、最初の一次素案にはなかったのですが、鶴海委員の非常に強いご意見がありまして、当たり前といえば当たりのことで我々も常日頃から心掛けているのですが、やはりどうしても部局ごとに予算や仕事が流れていくというようなこともありますので、これからは常に心のどこかにこういった意識を持ちながら、広角打法とでもいいですか、そういった形で行政を進めていくことが非常に大事であろうと考え、一次素案を素案にする段階で付け加えさせていただきました。こういったことを今後とも肝に銘じて様々な事業を進めてまいりたいと考えております

石田委員：パブリック・コメントや議会からの意見などについては説明いただいたのですが、職員の皆さんに説明した際に、職員の方から特徴的な意見などが出されていたのであれば、聞かせていただきたいのですが。

石川行政経営推進室長：職員説明会を6ブロックで行った時に寄せられた質問や意見の主なものですが、大規模施設の整備に関する考え方が変わったのか、定員適正化期間内における職員の自然減の人数は何人が、大綱上の定員には再任用職員や派遣職員は含まれているのか、地域県民局の地区割りをどう考えているのか、また、大幅に削減された地方交付税は一体どこに回ってしまったのか、などの質問・意見がありました。

熊澤委員：私も先程から地域県民局のことについて思っています。今でさえも非常に数が減らされて、そして数が減るごとに出席数は減っていく。これをまたさらに減らしていくとすれば、どうなるのだろうか。地域県民局は、ほとんどが農村関係の方たちの接触の場になっていて、農家の人たちがほとんど出入りをする場所になっているんですよね。それが果たして県内3ヶ所4ヶ所でいいのかどうか。私は前回、鳴海農林水産部長の方に「県民局だけはなるべく減らさないください」とお願いし、部長からは「うーん」と言われたんですけども、本当に私たちにとっては、頼みの綱がだんだん断ち切られて最後にはなくなっていくのではないかという感じを受けて、非常に残念だという思いです。

今まで私たちは、地域県民局になる前の地域普及センターに、20代の頃からずっと関わってきて現在に至っています。その間、減らされて減らされてという状況できてまして、今度また減らされるのであれば、地域県民局は県の中に残っていても果たして仕事ができるのか。農村部と国、県との事業の内容とかが減ってしまって、農家の人たちにどのように伝わっていくのか。今まではほとんど普及センターから「こういう事業がありますよ、こういう活動をやってみませんか」と声かけがあって、はじめて大きな女性たちの活動もできてきたのに、ここにきてだんだん減らされていくと無くなってしまいうんじゃないか。せっかく育て上げてきたVIC・ウーマンなどの生活改善グループなどもかなり減っています。縮小されるごとに数が減っていくんですよ。やっと残っている数で今は県単位の事業をやっているんですけども、また減らされるとなると県単位の事業はおろか全然活動ができなくなるな、と感じています。どうにかならぬものかなと、本当に思います。本当に必要な所からなくなっていくような感じがして非常に残念です。私としてはどうにかして欲しいなと、農村部から出ている者としては強く思います。

県の財政が厳しいのはわかります。ですから私たちも事業に対してはなるべく自前でお金を出して、事業や活動を行ってきたわけなんですけれども、こんなに減らされてしまっては、それすらもほとんどできなくなると思います。

石川行政経営推進室長：総論的な話になってしまいますけれども、やはり大きな流れといたしまして岩手県でも秋田県でも出先機関の見直しが行われております。ただ、地域県民局の数だけに着目して、どうなるんだろうとのご心配はごもっともでございます。今回の大綱案でも「出先機関の見直し」の中で記載している精神を抜きにしては語れないという所でございます。

すなわち、「出先機関については、行政サービスの維持確保を図りつつ住民の利便性に配慮しながら、地域県民局及び教育事務所のおおむね県内3地区への再編」していくということであり、やはり単純に減らして行政サービスがどっと低下するとか、あるいは住民の皆様の利便性が著しく低下する、というようなことは避けなければいけない。ですから、今後再編案を検討していく際には、こういったことにも十分留意しながら検討を進めていきたいと考えております。

木立委員長：その他にご意見はございませんか。

鶴海委員：大綱での読み方についてですが、前回の会議以降、行政を巡っているいろいろな動きがあります。首相がおっしゃっている国の出先機関の廃止問題が大きな問題として今議論の対象となってくると、当然まだ国さえも議論が出ておりませんので、どういう議論なのかということも皆目つかないところですが、知事がおっしゃっているのは、財源移譲なくしてモノだけくるなということがベースだと思いますけれども、たぶん大綱案を議会に出していけばそのようなことも含め

て議論がなされるんじゃないかと思っております。それ以外にもこの間、経理の問題だとか事務の厳格性みたいな議論も含めていろいろあったと思います。

そういうものも含めて、十分この大綱案の中では読んでいるんだと。であるが故に、個別の事情があるけれども、そういうのを踏まえて大綱の中では議論ができているということであって欲しいなと思っておりますが、どの辺でそういうことを読ませていただいたらいいのかお伺いしたい。

石川行政経営推進室長：お答えになっているかどうかですけれども、地方分権の動きは非常に大きな動きでございまして、まだ結論が出ておりませんし、おそらくこの大綱ができるあがる今年中にも結論は出ていないのではないかと思います。県レベルの大綱といわれればそれまでなのですが、地方公共団体というものは県と市町村がどのような役割分担でどういうふうに仕事をしていくのが非常に大事な視点であろうと思います。

市町村との関係について、「(2)市町村との連携・協働の推進」として書かせていただいております。要は、県だけではなく市町村とも手に手を携えて住民サービスを提供していかなくてはならないわけでございますけれども、やはり地方分権の流れというのは、身近な行政サービスは市町村が行うのが望ましいという大きな流れはこれからも変わらないだろう。第二次地方分権改革もどちらかと言えば市がメインになっておりますけれども、やはりそういった流れがある。

このようなことを踏まえまして、「ア 事務権限の移譲」の中で、「国における第二次地方分権改革の進展を睨みつつ」と、ここには1行でしか書いてないんですけれども、これは非常に大きな話でして、日本の国の在り方までひょっとしたら議論していかなければならないような動きになるかもしれませんけれども、こういったものも我々は注視しながら、地方自治体としては、県と市町村との関係をしっかり構築していきたいというような思いで、ちょっと目立たないのですが、こういった形で書かせていただいております。

木立委員長：他にご意見はいかがですか。

大綱ということで、これまでの委員会で出された意見がかなりこの中には包含されていると思います。また、パブリック・コメントに関しての県の対応として実施段階で検討ということがありまして、鶴海委員から情報共有活動で出た様々な意見についてはどのように処理されているのかという意見があったかと思っておりますけれども、それに関しましても実施段階で処理される予定の項目もあろうかと思っております。

この委員会が発足してから結構時間が経っておりますので、これからの進行、実施段階でどのような審議が行われるのかとか、今後の予定や進行などを含めてご説明していただくということで、大綱につきましては他にご意見はいかがですか。よろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

それでは、大綱に関してはご意見を十分にいただいたということで、今後のことについて、時間もありますのでやや丁寧に説明いただければと思います。

石川行政経営推進室長：委員長からお話がありましたので、今後につきまして少し丁寧に話したいと思います。

特に資料はご用意してはおりませんが、第1回委員会でスケジュールをお示ししたとおり、本日はただ今ご了承いただきました大綱案につきましては、今後11月の定例県議会の議論を経て、

12月中に策定する予定としてございます。

その際、手続き的なこととなりますけれども、本日の大綱案から最終の大綱に至るまでに、語句とか誤字脱字の修正といった、内容が変わらないような軽微な修正にとどまる場合には、委員長とご相談の上、委員会の開催に代えて文書報告という形で、あえて委員会を開催しないで決定させていただきたいと考えております。

次に、今後の流れについてですが、大綱ができましたら直ちに、個別の具体的な改革事項を盛り込んだ実施計画を策定してまいります。実施計画になりますと、何々をいつまでどのような形にするという具体の取組項目が出てまいりますので、先程の鶴海委員へのお答えになるかもしれませんが、個別の具体的なご意見についても盛り込めるものが出てくるかもしれません。そういった個別具体のものについては、大綱ができた後の実施計画に盛り込む。あるいはその実施計画を実施していく際に、いただいた意見を反映していくというようなやり方も考えられますので、そういうような形で今後進めていきたいと思っております。

繰り返しになりますが、大綱案から最終の大綱に至るまでにつきましては、軽微な修正にとどまる場合は文書報告という形でとり進めさせていただければと考えておりますので、よろしくお願いたします。

木立委員長：ありがとうございました。再度まとめさせていただきます。今日の審議事項であります県案につきましては、委員の皆様にご了承いただいたということで終わらせていただきます。

それで、事務局から説明がありましたけれども、今後修正が軽微な場合には、委員長と事務局の方で話し合いをしまして、それを文書で報告するということで了解いただけますでしょうか。

(「はい。」の声あり)

それでは進行を事務局にお返しいたします。

3 閉会

事務局：ありがとうございました。それでは最後に、吉田行政改革・危機管理監からご挨拶を申し上げます。

吉田行政改革・危機管理監：本日も長時間のご審議大変ありがとうございます。これまで3回ほど委員会を開催させていただきました。先程室長も申し上げましたが、大綱ということで、事細かなものが出ていない部分もございますので、非常に整理といいますか、理解が難しいという所もあるかと思います。いろいろな説明会の場でも、具体的なすっきりした形で全体像をお見せできないというか、まだそこまで至っていないものですから、非常に抽象的な部分もございます。すっきり終われなかったという感もございます。

今回の大綱案は、この後11月の定例県議会でご議論をいただき、最終的には12月策定ということとなりますけれども、具体的な中身を記載した実施計画については、2月の中頃になるかと思いますが、この次の委員会でご審議をさせていただきたいと考えてございます。実施計画を見ていただければ、具体的に何をいつまでにどういう形でやるのかということが出てまいりますので、わかりやすくなると思います。引き続きよろしくご審議いただくようお願いいたします。

今日は大変ありがとうございました。

事務局：以上を持ちまして、本日の委員会を終了いたします。